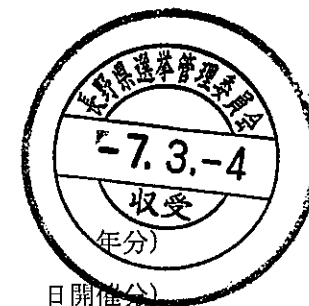


(その1)

收 支 報 告 書

(令和 6

(令和 年 月 日開催分)



1 政治団体の名称 シュンのかい

2 主たる事務所の所在地 長野県安曇野市豊科南穂高1228-2 斎藤ビル2F

3 代 表 者 の 氏 名 花村薫

4 会計責任者の氏名 忠地繁治

事務担当者の氏名 中楨卓幸

(電話) 0263— 73 —3219

資金管理団体の指定の有無

☐ 有☒ 無

公職の種類

資金管理団体の届
出をした者の氏名

政治団体の区分

☐ 政党
☐ 政治資金団体
☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☒ その他の政治団体
☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

☐ 2以上の都道府県の区域等
☒ 同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分

☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者
の氏名 務台俊介

公職の種類 衆議院議員（前職）

6 年整理番号 K10

資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額C (A+B)			十億			百万			千	2	0	2 ^円
(前年からの繰越額) A										2	0	2
(本年の収入額) B									1	0	0	0
支 出 総 額D									1	0	0	0
翌年への繰越額 (C-D)										2	0	2

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費												
金 額			十億			百万			千			0 ^円
員 数												0 ^人

(2) 寄 附													
ア 寄附（イを除く）の区分	金 額												備 考
（ア） 個 人 か ら の 寄 附			十億			百万			千			円	
								1	0	0		0	
（うち特定寄附）												0	
（イ） 法人その他の団体からの寄附												0	
（ウ） 政 治 団 体 か ら の 寄 附												0	
小 計 （ア）+（イ）+（ウ）								1	0	0		0	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）												0	
イ 政党匿名寄附												0	
合 計 （ア+イ）								1	0	0		0	

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳									寄 附 者 の 区 分		個人	
寄 附 者 の 氏 名 (団体にあっては、その名称)	金 額								年 月 日	住 所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、 代表者の氏名)	備 考
			百万			千		円				
こ の 頁 の 小 計								0				
そ の 他 の 寄 附						/	0	0	0			
合 計						/	0	0	0			

(備考) 1 寄附者の区分(個人からの寄附・法人その他の団体からの寄附・政治団体からの寄附)ごとに別業とすること。
2 同一寄附者は続けて記載すること。
3 合計欄は最終頁のみ記載すること。
4 住所は長野県内の場合は郡市から記載すること。県外の場合は都道府県名から記載すること。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表													
項 目		金 額										備 考	
1 経 常 経 費				十億			百万			千		円	
(1) 人 件 費 a												0	
(2) 光 熱 水 費 b												0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費 c												0	
(4) 事 務 所 費 d												0	
小 計 A (a + b + c + d)												0	
2 政 治 活 動 費													
(1) 組 織 活 動 費 e									1	0	0	0	政治資金監査費
(2) 選 挙 関 係 費 f												0	
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費													
g (h + i + j + k)												0	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費 h												0	
イ 宣 伝 事 業 費 i												0	
ウ 政 治 資 金 パーティー開催事業費 j												0	
エ そ の 他 の 事 業 費 k												0	
(4) 調 査 研 究 費 l												0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金 m												0	
(6) そ の 他 の 経 費 n												0	
小 計 B (e + f + g + l + m + n)									1	0	0	0	
合 計 A + B									1	0	0	0	

(備考) 1 g 欄に必ず記載すること。

2 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、項目ごとにその額を「備考」欄に併せて記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分 <u>組織活動費</u> (政治資金監査費)			
支出の目的	金 額									年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
			百万			千			円				
この頁の小計									0				
その他の支出						1	0	0	0				
合 計						1	0	0	0				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取 得 の 価 額 が 100 万 円 を 超 え る 動 産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）若しくは貯金（普通貯金を除く。）又は郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 3 月 4 日

政治団体の名称

シュン会の会

※代表者の氏名

枝 村 薫



会計責任者の氏名

志 地 繁 治

（備考）

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 ※「代表者の氏名」欄は、解散の場合のみ記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

政治資金監査報告書

令和 7 年 3 月 4 日

シュンの会
代表 花村 薫 殿

登録政治資金監査人

石田 賢一

登録番号 第 2726 号

研修修了年月日 平成21年 7月 3日

1 監査の概要

- (1) 私は政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、シュンの会の令和6年に係る法第12条1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等について支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、シュンの会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、に基づいて支出の状況が表示されていた。

3 業務制限

シュンの会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以 上